

青森県報

第四千三百十五号

平成二十九年
六月二十三日
(金曜日)

目次

告 示

- 特定行為業務の登録.....(高 齢 福 祉 保 険 課) 一
- ふ化業者の登録.....(畜 産 課) 一
- 保安林の指定解除予定.....(林 政 課) 二
- 毒物劇物取扱者試験の施行.....(医 療 薬 務 課) 二
- 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表.....(水 産 振 興 課) 二

人 事 委 員 会

- 人事委員会規則一四一一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則:(職 員 課) 五

告 示

青森県告示第四百八十四号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇三二〇一 一七五	平成 二元・六・二三	医療法人 すみれ会	上北郡 一丁目北 〇三四一	医療法人 すみれ会 相談センター	上北郡 一丁目北 〇三四一	平成 三元・七・一	訪問介護
〇三二〇一 一七六	〃	医療法人 すみれ会	上北郡 一丁目北 〇三四一	医療法人 すみれ会 相談センター	上北郡 一丁目北 〇三四一	〃	訪問介護
〇三二〇一 一七七	〃	株式会社 すみれ	上北郡 一丁目北 〇三四一	住宅型有 老人ホーム すみれ	上北郡 一丁目北 〇三四一	〃	住宅型有 老人ホーム
〇三二〇一 一七八	〃	株式会社 すみれ	上北郡 一丁目北 〇三四一	住宅型有 老人ホーム すみれ	上北郡 一丁目北 〇三四一	〃	住宅型有 老人ホーム

青森県告示第四百八十五号

養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七条第一項の規定により、次のとおりふ化業者を登録したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	ふ化業者の氏名又は名称	住所	ふ化場の名称及び所在地
平成29 三第一号	平成 三元・六・七	株式会社 プライフーズ	八戸市 卸セン ター一丁目一	株式会社 プライフーズ 青森孵卵場

代表取締役社 長 田中 眞光	三戸郡南部町大字法師 岡字仁右エ門山三の六
の八	三戸郡南部町大字法師 岡字仁右エ門山三の六
プライフーズ株式会社 岩手孵卵場 岩手県九戸郡洋野町大 野第一四地割字新田五	三戸郡南部町大字法師 岡字仁右エ門山三の六

青森県告示第四百八十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十九年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
西津軽郡鰺ヶ沢町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

毒物劇物取扱者試験の施行

平成二十九年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）第八条の規定により公告する。

平成二十九年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所（筆記試験、実地試験共に）

1 期日

平成二十九年九月七日（木）

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一

青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

平成二十九年七月二十五日（火）から同月三十一日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く）。受付時間は午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、七月三十一日までの消印のあるものは、有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇一八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内の各県型保健所及び青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ（電話〇一七―七三四―九二八九）に問い合わせること。

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十九年三月十七日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十九年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成26年において、生産量が19万トンで全国第7位、生産額が478億円で全国第9位と全国でも上位の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成25年現在において9千8百人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。

このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の漁場が形成されている。

一方で、本県海域の海洋生物資源については、一部で低水準、減少傾向にある。今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回復状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に適切な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成28年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成28年4月～平成29年3月	若干
まあじ	平成28年1月～12月	若干
まいわし	平成28年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成28年7月～平成29年6月	若干
するめいか	平成28年4月～平成29年3月	若干

(注) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない場合は、過去(平成23年～25年(するめいかについては平成24年～26年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

2 第1種特定海洋生物資源の平成29年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成29年4月～平成30年3月	若干
まあじ	平成29年1月～12月	若干
まいわし	平成29年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成29年7月～平成30年6月	若干
するめいか	平成29年4月～平成30年3月	若干

(注) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない場合は、過去(平成23年～25年(するめいかについては平成24年～26年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することと

し、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まじ】
定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統
数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、こ
の結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まいわし】
定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統
数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、こ
の結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まさば及びごまさば】
定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統
数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、こ
の結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【するめいかい】
定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統
数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、こ
の結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかづり漁業については、現状の漁獲努力量を増
加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、
漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。
なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成29年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対
象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海平成29年5月1日から道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の日まで	平成29年6月30日まで	194
		青森県地先水面		

(注) 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成29年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象
となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰網漁業(かけまわし漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海平成29年5月1日から道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の日まで	平成29年6月30日まで	194
		青森県地先水面		

(注) 機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】
太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づく資源管理措置
の着実な実施を推進する。
また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

人 事 委 員 会

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月二十三日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一青森市の項中「室長（課に置く室に置くものを除く。）を「総務課緊急課題推進室長、行政情報センター市民課総合窓口設置準備室長」に、「事務長」を「課長、事務長」に改め、同表弘前市の項中「（法規）を「（秘書、法規）」に、「人事、勤務条件」を「人事、法規、勤務条件」に、「総括主幹（人事担当）」を「総括主幹（人事担当）、主幹（人事担当）」に、

福祉事務	所長、課長
福祉事務	所長、課長
中央公民館	館長（中央公民館岩木館及び中央公民館相馬館に置くものを除く。）
図書館	館長

を

保育所	所長
中央公民館	館長（中央公民館岩木館及び中央公民館相馬館に置くものを除く。）

に

福祉事務	所長、課長
高等看護学院	次長

を

高等看護学院	次長
保健所	所長、副所長

に

改め、同表八戸市の項中「、屋内スケート場建設推進室副室長」を削り、「管理主事」を「管理主事、主幹（人事担当）」に、

改め、同表黒石市の項中

農業委員会事務局	事務局長
福祉事務	所長、課長

を

農業委員会事務局	事務局長
----------	------

に

改め、同表十和田市の項中「庁舎管理」を「秘書、庁舎管理」に改め、同表むつ市の項中「部長」を「政策統括監、部長」に、「（事務管理）」を「（法規、人事、事務管理）」に、

出先機関	分庁舎	所長、課長
図書館	館長	

を

出先機関	分庁舎	所長、課長
------	-----	-------

に

改め、同表つがる市の項中「、庁舎管理担当」の下に「、総括主幹（庁舎管理担当）」を加え、同表平川市の項中「、行政改革係長」を削り、同表平内町の項中「（予算担当）」の下に「、企画政策課指導監（事務管理担当）」を加え、同表今別町の項中「次長」を「副参事、次長」に改め、同表深浦町及び鱒ヶ沢町の項を次のように改める。

鱒ヶ沢町	本庁	町長部局	課長、副参事（人事担当）、人事班長、財政班長
深浦町	本庁	町長部局	課長、総務課課長補佐（人事担当）、財政課課長補佐（予算担当）
会計管理者	室	会計管理者	会計管理者
農業委員会事務局	教育委員会事務局	議事事務局	事務局長
事務局長	課長		
会計管理者	室	会計管理者	課長

出先機関			
地域包括ケア アセンタ―	診療所	教育委員会 事務局	議会事務局
事務長	所長、事務長	課長	事務局長

別表第一大鰯町の項中「(人事担当)」の下に「、総務課課長補佐(人事担当)」を加え、同表中泊町の項中

出先機関		を		出先機関		に	
支所	支所長	支所	支所長	支所	支所長	支所	支所長
静和園	園長	支所	支所長	支所	支所長	支所	支所長

改め、同表野辺地町の項中

を		に	
教育委員会 事務局	課長	教育委員会 事務局	課長
教育委員会 事務局	課長	農業委員会 事務局	事務局長

改め、同表六戸町の項中

出先機関		を		出先機関		に	
病院	院長、副院長、事務長	診療所	所長、副所長、事務長	診療所	所長、副所長	診療所	所長、副所長

改め、同表三戸町の項中「課長」の下に「、室長」を加え、同表五戸町の項中「医療局長」の下に「、医療技術局長」を加え、同表三戸郡福祉事務組合の項中「、明幸園長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭